

本年12月19日の建築確認申請事前審査制度の廃止に伴い、

プレコン制度（事前相談）を導入します！！

プレコン（事前相談）制度とは？

確認申請において、法令解釈の違いによって当該建築物が法令不適合となることを未然に防止するため、特定行政庁等が建築確認の申請前において、法令適合性につき相談のあった条項のみに関して、相談者の法令解釈等が適切かどうかを回答する制度です。

相談対象要件：相談者は建築確認の申請図書を作成する設計者であり、その申請時期が概ね確定していること。

：法令解釈について、既発行物等に掲載されている内容ではないこと。

相談の手続き：「プレコン制度願出書」に必要書類を添えて、建築確認を申請することとなる特定行政庁又は指定確認機関に提出して下さい。

適用期間：平成20年11月20日から平成21年6月19日までの間。

留意事項：回答結果を総合的に判断し、自らの責任において、計画建築物が法規定全般に適合するよう確認申請書を作成して下さい。

：回答内容は、相談案件に関してのみ有効とし、一般的解釈事項としての取扱いはしないで下さい。

注意事項：構造計算適合性判定に係る事項については、別途各判定機関が定める制度により事前相談を行ってください。

- ・ 本制度の詳細については、大阪府内建築行政連絡協議会のホームページに掲載しています。（アドレス <http://www.cac-osaka.jp>）
- ・ 本制度による手数料は不要です。
- ・ **本制度の運用については、特定行政庁又は指定確認検査機関により、取扱いが異なる場合がありますので、事前に確認してください。**

問合せ先：大阪府内建築行政連絡協議会 総則・市街地部会 事務局 電話：06-6944-9338